

令和6年

障害者総合支援法、児童福祉法関係
事業者説明会（指定・指導監査関係）

令和6年3月27日

姫路市役所 監査指導課

はじめに（説明にあたって）

1 加算等に関する新しい情報（報酬に関する関係通知やQ & A等）は、監査指導課のホームページに順次掲載しますので、必ずご確認ください。

※ホームページのURLについては、説明会資料の末尾を参照してください。

※加算届の締切日については、本資料「11. 加算届の届出に関すること」で紹介します。

2 兵庫県事業者説明会の資料と重複する内容については説明を省略する場合がありますので、下のホームページから資料をダウンロードし、必ず内容をご確認ください。

【兵庫県ホームページ】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw05_000000187.html

3 同じく、「障害保健福祉関係主管課長会議資料」についても、内容をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.html

目次

1. 姫路市が実施する指導とその実績	P. 5	1 1. 加算届の届出に関する事	P.52
2. 姫路市実地指導における実績	P.10	1 2. その他留意事項	P.55
3. 実地指導における主な指摘事項	P.21	1 3. 事務連絡	P.59
4. 行政処分実績	P.31		
5. 兵庫県下行政処分実績について	P.32		
6. 個別支援計画管理表の運用について	P.35		
7. 令和6年4月に義務化される事項	P.36		
8. 業務管理体制の整備に関する事	P.46		
9. 虐待防止について	P.47		
10. 事業運営における研修の実施について	P.49		

事業所の運営に係る指導について（実地指導の結果等）

新年度当初に係る留意事項（報酬改定以外）

事業所の運営に係る指導について (実地指導の結果等)

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(1) 集団指導と実地指導

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
	ホームページ	[障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業] 集団指導について URL https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html
実地指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 その他、一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングを実施することで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導、②報酬請求指導の観点から関係法令及び指定基準、報酬基準等に照らし、適正運営がなされているかを確認し、適切でない場合は指導する。
	ホームページ	[障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業] 実地指導について 更新有。要チェック URL https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008533.html

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和5年度の集団指導の実績① 概要

令和5年度の集団指導の実績		
集団指導名	令和5年事業者説明会（障害福祉課主催）	令和5年度集団指導（監査指導課主催）
実施時期	令和5年3月29日（水）から 令和5年4月28日（金）まで	令和5年9月26日（火）から 令和5年11月30日（木）まで
対象	姫路市の指定を受けている全事業所、姫路市と隣接市町で姫路市の支給決定障害児者にサービスを提供する事業所	令和5年9月1日時点、姫路市の指定を受けている全事業者
受講方法	ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式（YouTube 動画とPDF ファイル）	

令和6年度以降集団指導の方向性

実施時期	目的
3月（事業者説明会）	制度改正、事業所の運営に係る指導等
随時	事業所の運営に係る指導

過去の集団指導資料の確認は姫路市ホームページ
「障害福祉サービス事業者等に対する事業者説明会（集団指導）」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和5年度の集団指導の実績② 概要

令和5年度集団指導（9月実施分）受講報告について

内訳	集団指導対象事業所数	受講報告数	受講率
障害者向けサービス事業所	336	311	92.6%
障害児向けサービス事業所	111	104	93.7%
地域生活支援事業所	64	41	64.1%
合計	511	456	89.2%

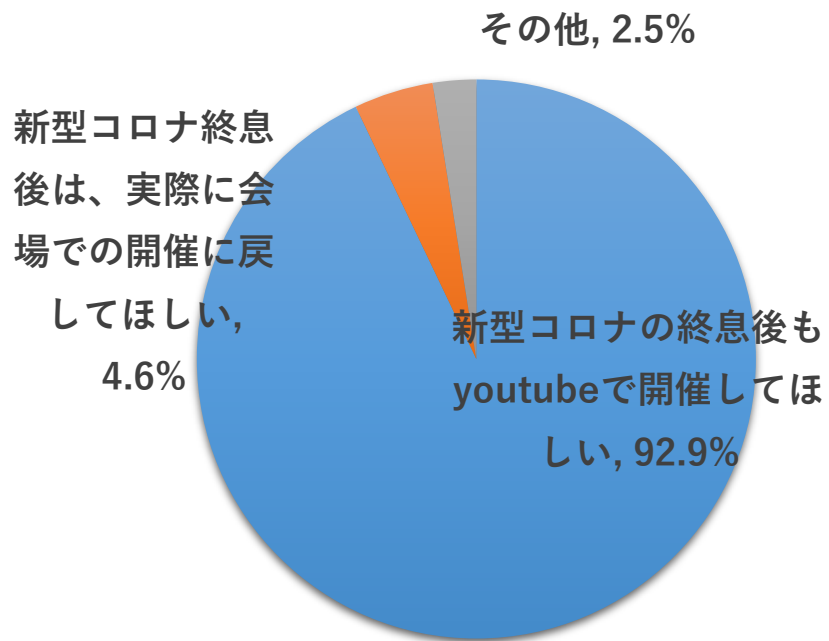
受講報告書未提出事業所への対応について

- ・期限内に受講報告の提出がなかった事業所へ、**再度研修受講と報告書の提出依頼を求めましたが、それでもなお、報告を怠っている事業所が存在します。**
- ・事業者説明会をご覧の事業所のうち、該当の事業所においては、過去の集団指導資料を必ず閲覧し、適正運営に努めてください。
- ・期限内に受講できなかった理由として多かったものが「メールを見落としていた」、「忘れていた」、「期限を把握していなかった」等でした。
- ・**受講報告書未提出の事業所は令和6年度以降の実地指導対象事業所とします。**

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和5年度の集団指導の実績③ 受講報告について

youtubeでの集団指導の開催について



youtubeで開催を希望する声が多いため、監査指導課としては今後もyoutubeでの開催を基本とします。

その他ご意見、ご要望について 抜粋

・サービス種別ごとの指導内容や説明を盛り込んで欲しい。

→サービス種別ごとが望ましいですが、通所系、居宅系、児童系等のカテゴリーに分けて集団指導を行う、又は資料を作成する等の対応を今後実施できるよう検討します。

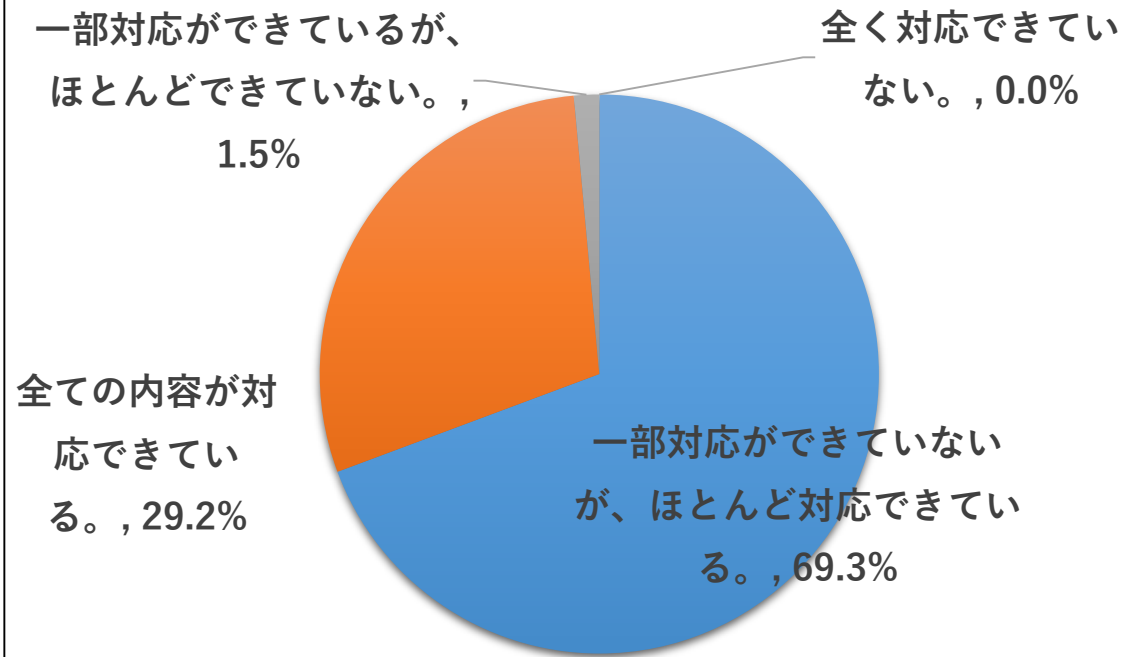
・受講報告について、事業所ごとに提出する意味が分からない。

→管理者の兼務状況等考慮する点はあると思いますが、事業所ごとに指定を受けており、本市としては指導内容を各事業所に周知できているかを確認する観点から報告は事業所ごとに提出していただきたいと思います。

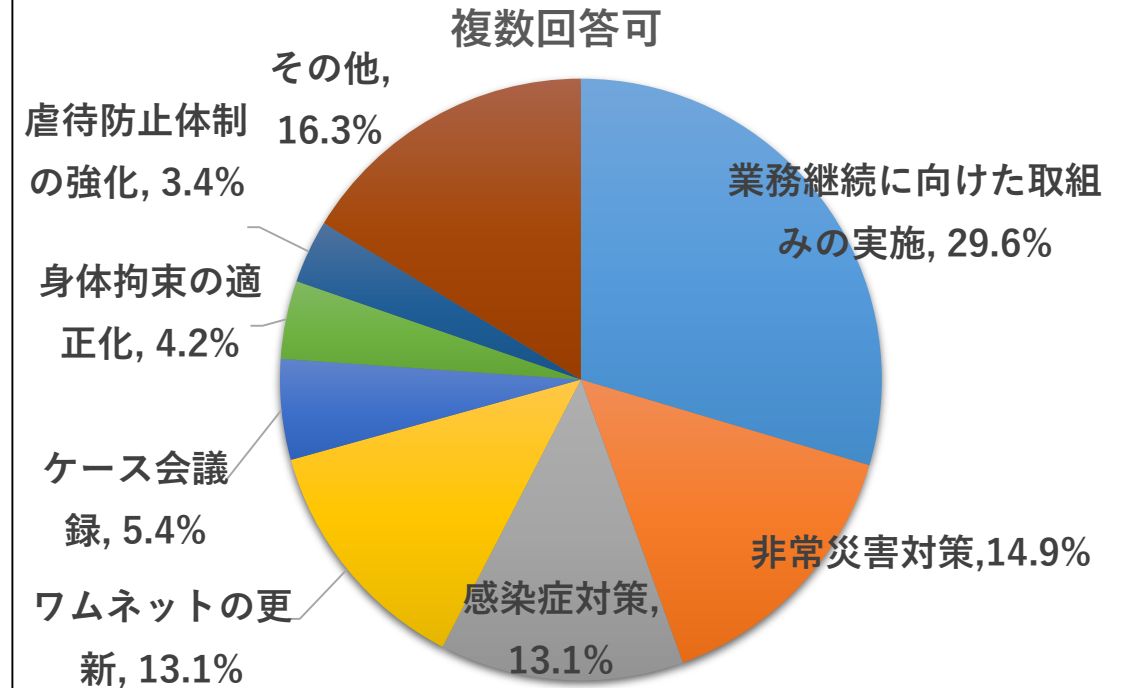
1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和5年度の集団指導の実績③ 受講報告について②

集団指導内容に関する事業所の対応状況



集団指導内容における事業所未対応項目



令和5年度末までに対応が義務化されている「業務継続」をはじめ、「非常災害対策」や「感染症対策」、「ワムネットの更新」に関しては未対応の事業所が多く見受けられました。

2. 姫路市実地指導における実績

(1) 令和5年度及び過去の実地指導の実績

令和5年度			令和4年度		
実地指導 件数	指摘数	過誤調整等	実地指導 件数	指摘数	過誤調整等
70	217 (3.1)	47 【21.7%】	71	291 (4.1)	40 【13.7%】

事業所単位での集計

() 内は、概算による実地指導1件あたりの平均指摘数

【 】内は、指摘数に占める過誤調整等（給付費の返還、指摘日以降の減算の該当）の割合

※ 令和5年度の件数は令和5年5月から令和5年12月までの実績

※ 令和4年度の件数は令和4年6月から令和5年3月までの実績

※ 指摘数とは改善報告を求めた指摘（文書指摘）数

令和5年度においては、指摘数に占める過誤調整による給付費の返還を求める事例の割合は増加しています。

2. 姫路市実地指導における実績

(2) 令和5年度実地指導の実施状況について

サービス種別		実施事業数	
		5年度	4年度
障害福祉サービス事業	居宅介護	0	2
	重度訪問介護	0	2
	行動援護	0	2
	重度障害者等包括支援	0	0
	同行援護	1	1
	療養介護	0	1
	生活介護	3	12
	短期入所	6	5
	共同生活援助	8	5
	宿泊型自立訓練	1	0
	自立生活援助	0	0
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	1
	就労移行支援	1	5
	就労継続支援 A型	3	5
	就労継続支援 B型	6	19
就労定着支援	1	1	

サービス種別		実施事業数	
		5年度	4年度
支援施設 障害者	施設入所	3	2
	生活介護	3	2
	就労継続支援B型	0	0
相談支援事業	計画相談支援	8	3
	地域移行支援	5	1
	地域定着支援	5	1
	障害児相談支援	5	1
支援事業 障害児通所	児童発達支援	8	8
	医療型児童発達支援	0	0
	放課後等デイサービス	19	13
	居宅訪問型児童発達支援	0	2
	保育所等訪問支援	5	2
地域生活支援事業		7	3
合計		99	99

令和5年度に関しては、令和5年12月末時点の実績

2. 姫路市実地指導における実績

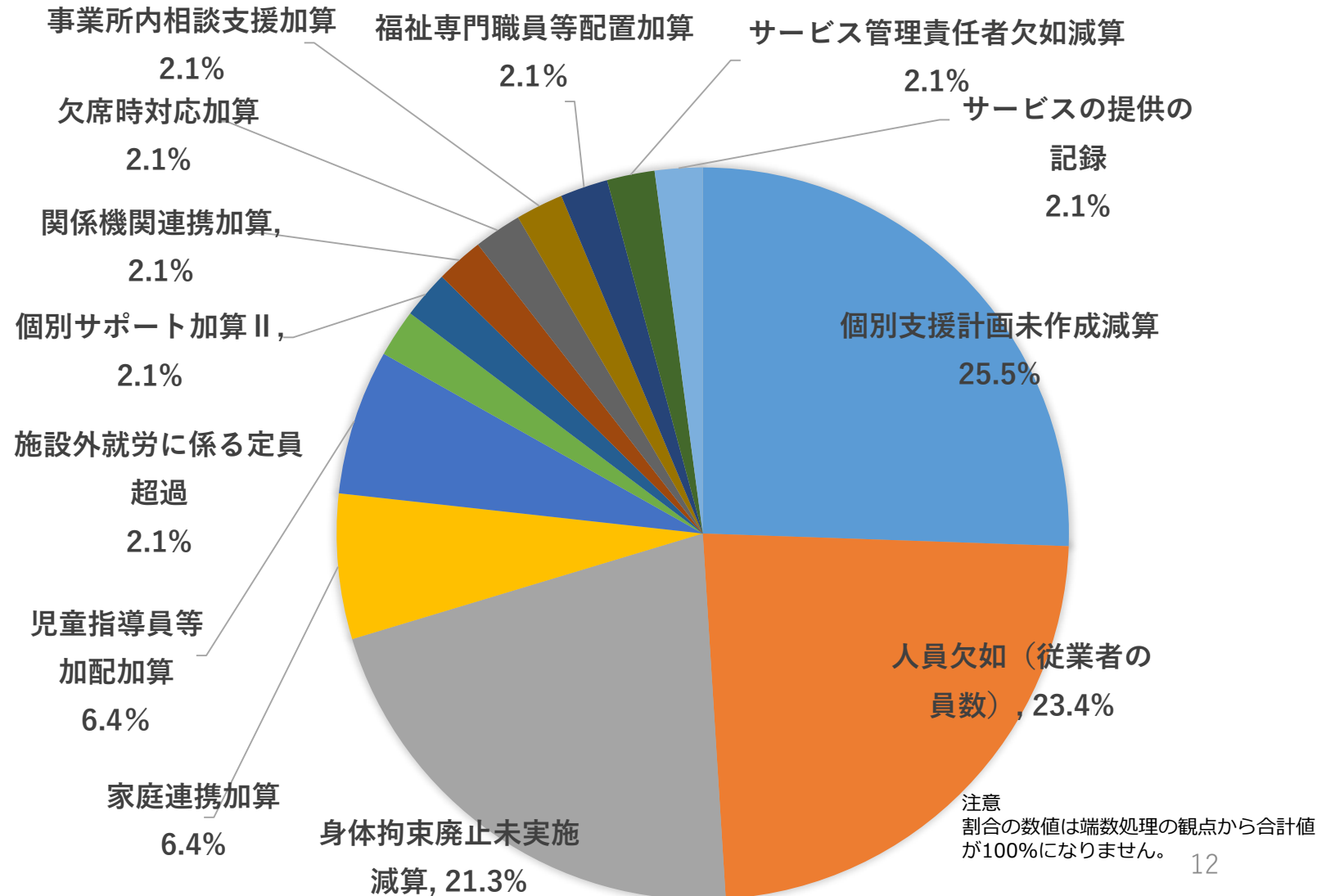
(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 概要

令和5年度実地指導における過誤調整事例の割合

・令和5年5月下旬から12月末までの実地指導において過誤調整が発生した事例や過誤調整の恐れがあると判断し、事業所に対して自己点検を依頼し、該当する場合に返還を求めた事例の件数ごとの割合を表示しています。

・ほとんどのサービスに共通する個別支援計画未作成減算、人員欠如が約半数を占めています。

・次いで身体拘束廃止未実施減算において必要な対応がなされていない事例が見受けられ、各種加算の算定要件を満たさない状況も見受けられました。



2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細①

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
個別支援計画未作成減算	初回の個別支援計画作成前にサービス提供をしているものがあった。	就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	個別支援計画について、見直し期間が6か月を経過しているものがあった。	
	サービス管理責任者以外の者が作成した個別支援計画が散見された。	

個別支援計画未作成減算該当事業所状況

年度	件数	実地指導件数に対する発生比率	期間
令和5年度	12件	17.1%	令和5年5月から令和5年12月までの実績
令和4年度	18件	25.4%	令和4年6月から令和5年3月までの実績

当該減算に該当する事業所が多発していることから、スライドP35の「6. 個別支援計画管理表の運用について」をご覧ください。各事業所の運用状況の確認をしてください。

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細②

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
人員欠如（従業員の員数）	従業員の員数が利用者（前年度平均利用者数）の数を7.5で除して得た数以上配置できておらず、就労継続支援B型サービス費（I）の要件を満たしていなかった。	就労継続支援B型
	勤務実績表において、生活支援員を配置していることが確認できなかった。 New	共同生活援助

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細③

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
人員欠如（従業者の員数）	単位ごとに必要な数の児童指導員又は保育士を配置できていなかった。	児童発達支援、放課後等デイサービス
	児童指導員が出勤していない日において、児童指導員又は保育士の資格を有さない従業者を配置しており、必要な数の児童指導員又は保育士を配置できていなかった。	
	保管する資格証で児童指導員としての資格要件に合致しているかを確認できない者がいた。	
	児童指導員又は保育士をサービス提供時間を通じて、2名以上配置すべきであったが、1名しか配置されていない日または時間帯があった。	
	定員を超過して利用者を受け入れた日において、必要な数の児童指導員又は保育士を配置できていなかった。	
	（重症心身障害児を対象とする事業所にて）「看護職員」として従事する者を配置せずに障害児の支援を行っていた。 New	

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細④

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための指針を作成していなかった。	生活介護、就労継続支援A型、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助
	身体拘束等の適正化のための研修を実施していなかった。	
	身体拘束適正化検討委員会を設置、開催していなかった。	

令和6年度報酬改定における身体拘束廃止未実施減算の見直し

施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

令和6年障害者総合支援法、児童福祉法関係 事業者説明会（報酬改定関係）における身体拘束廃止未実施減算に関する事項、スライドP23の実地指導における主な指摘事項②身体拘束等の禁止をご覧ください、各事業所の体制構築の徹底をお願いします。

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑤

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
家庭連携加算	家庭連携加算について、居宅を訪問しておらず、面談時の記録も作成されていなかった。	放課後等デイサービス
児童指導員等加配加算	保育士1名を加配して児童指導員等加配加算を専門職員の区分で算定しているが、保育士が基準人員にあたる日があるため、加配の常勤換算数が不足していた。	放課後等デイサービス
	基準人員が欠如しているため、加算要件を満たさない状態であった。 New	児童発達支援
	児童指導員等加配加算について、児童指導員及び保育士で要件を満たすため「児童指導員等」の区分で加算の算定をすべきところ、保育士の区分で算定し請求していた。	児童発達支援
施設外就労に係る定員超過	事業所の利用定員を超える人数について施設外就労を行っていた。	就労継続支援A型

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑥

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
個別サポート加算Ⅱ	算定要件を満たさない者を誤って請求していた。	放課後等デイサービス
関係機関連携加算	関係機関連携加算Ⅰについて、相談支援事業所が開催した会議への参加により算定していたものがあつた。 New	放課後等デイサービス
欠席時対応加算	欠席時対応加算について、欠席の連絡を受けた記録がないものがあつた。 New	放課後等デイサービス
事業所内相談支援加算	個別支援計画作成後のモニタリングに対して、事業所内相談支援加算を算定していた。また、事業所内相談支援加算について、個別支援計画に記載がなかつた。	放課後等デイサービス
福祉専門職員等配置加算	福祉専門職員配置等加算Ⅲについて、常勤職員75%以上の要件での算定を届け出ているが、要件を満たしていなかつた。	放課後等デイサービス

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑦

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
サービス管理責任者欠如減算	前サービス管理責任者が退職し、現サービス管理責任者が配置されるまでの間、サービス管理責任者を配置しておらず、サービス管理責任者が不在となった旨の届出を提出していなかった。	就労継続支援B型
サービスの提供の記録	サービスの提供の記録がないにも関わらず、報酬算定されているものがあった。	就労継続支援B型

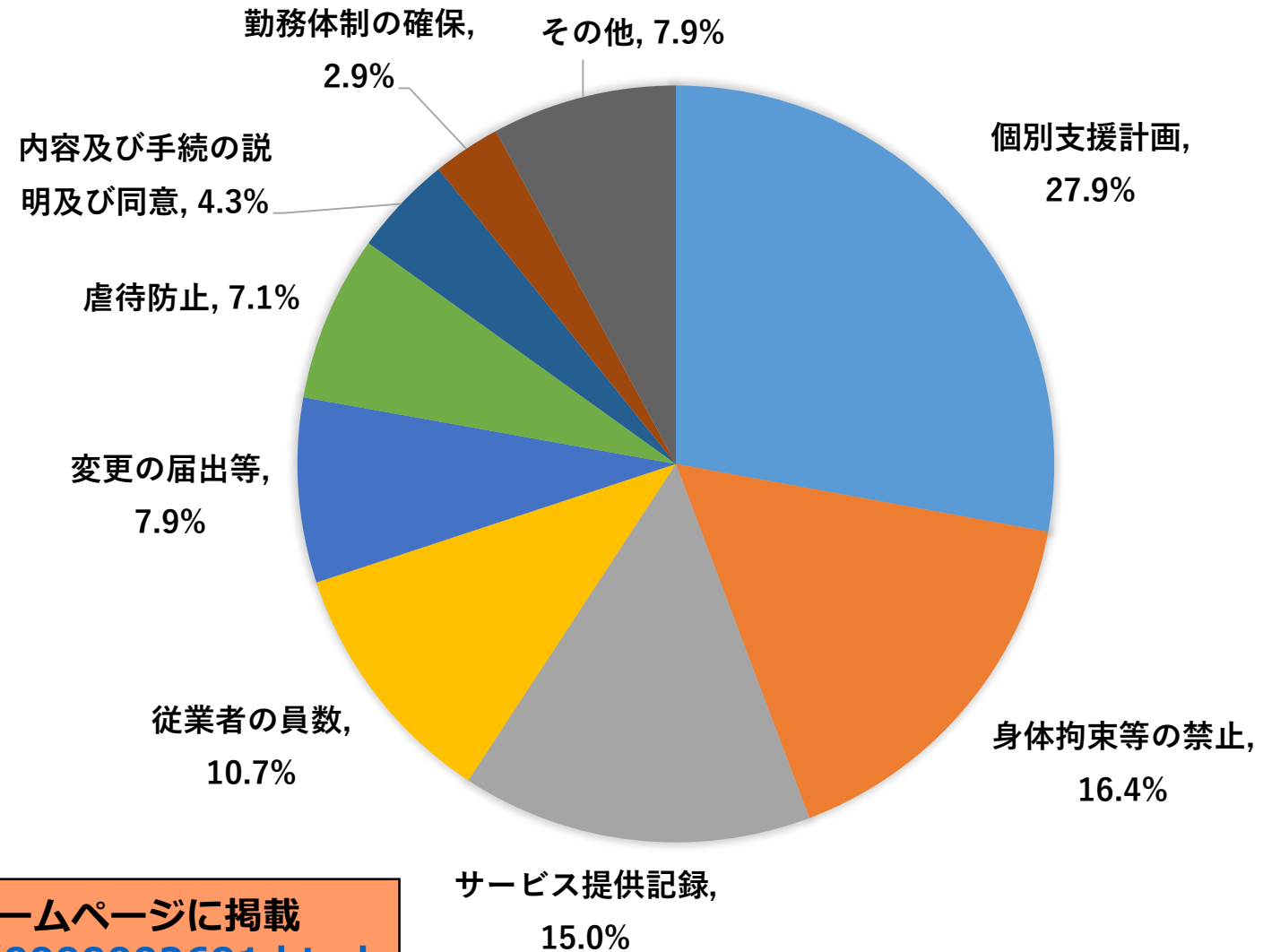
2. 姫路市実地指導における実績 (4) 令和5年度実地指導指摘事項の構成比率

実地指導における文書指摘事項の割合

・令和5年5月下旬から12月末までの実地指導における「速やかに改善を図るべき事項」となった項目の内、多くのサービスに共通する内容を抜粋しております。

・個別支援計画、身体拘束等の禁止、サービス提供記録、従業者の員数、変更の届出等、虐待防止において誤った運営が多く見られます。

・昨年度から比較し、従業者の員数（人員基準に関する内容）への指摘が増加しているほか、昨年度同様、個別支援計画等の利用者へのサービス提供の一連の流れや身体拘束の適正化において誤った運営が多く見られました。



令和4年度実地指導指摘事項については姫路市ホームページに掲載
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容①

①個別支援計画の作成（書類の交付）

- ・ 個別支援計画について、利用者に対する説明は行っていたが、交付していなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係るケース会議録が作成されていなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係るケース会議録が保管されていないものがあった。
- ・ 個別支援計画の担当者会議議事録に、議事録を作成した児童発達支援管理責任者以外の者を個別支援計画案作成者として記載していた。
- ・ 個別支援計画作成に当たって、アセスメントの記録がないものがあった。
- ・ 個別支援計画の実施状況を把握するモニタリング前に、ケース会議を開催していた。
- ・ 個別支援計画に「食事提供あり」とのみ記載されており、食事提供体制加算の適用有無について、記載がされていなかった。

詳しくは姫路市ホームページ「令和4年集団指導（個別支援計画について）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容②

①個別支援計画の作成（書類の交付）

- ・ 個別支援計画について、計画期間を1 2か月として作成していた。また、7か月目に計画の見直しの検討を行っていたが、その検討結果が明記されていなかった。 **New**
- ・ 個別支援計画のモニタリングについて、個別支援計画の実施状況の記載が不十分であった。 **New**
- ・ 保護者とのアセスメントを個別支援計画作成に係るケース会議録としていた。 **New**
- ・ 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）の記録がなかった。 **New**
- ・ 個別支援計画の6月に1回以上の見直しの結果、変更不要と判断した個別支援計画について、個別支援計画に係る一連の業務を行っていなかった。 **New**
- ・ 個別支援計画の利用者の同意について、同意日の記載が漏れていた。 **New**

詳しくは姫路市ホームページ「令和4年集団指導（個別支援計画について）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容③－1

②身体拘束等の禁止 ※スライドP16の身体拘束廃止未実施減算も要確認

- ・ 委員会の内容について周知した記録を作成していなかった。
- ・ 身体拘束適正化検討委員会について、法人の役員会が兼ねることが明記されていなかった。
- ・ 身体拘束適正化研修を虐待防止研修と兼ねて開催していたが、身体拘束適正化研修である旨の記載がなかった。
- ・ 身体拘束を行う者の個別支援計画について、身体拘束に関する記載がされていなかった。
- ・ 身体拘束等を行った際の記録について、サービス提供記録に記載された内容が不十分だった。**New** ※日々のサービス提供記録とは別に身体拘束等の記録を残す必要がある。

身体拘束等の禁止は令和4年度、5年度を通じて指摘を受ける事業所が多かったことから、自己点検表を作成。次スライドを確認

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容③ - 2

身体拘束等の適正化自己点検表の活用

＜使用方法＞ 義務化内容に対する事業所の対応状況を確認し、回答欄に「はい」・「いいえ」により回答。記載状況に応じた根拠書類の整備・保管を行う。

注意！回答で「いいえ」がある場合、身体拘束廃止未実施減算の対象になる場合があります。

事業者説明会の受講報告で点検の実施状況を報告いただきますので全事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）確認してください。

令和6年度以降の実地指導において事前提出資料として提出を求めます。実地指導現場で点検結果と対応状況が異なる場合は厳正に対処しますのでご注意ください。

身体拘束等の適正化 自己点検表 未完了	
事業所名:	
点検日:	
内容	回答
① 身体拘束等を行う場合の必要事項の記録 ・ 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している ※ 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない ・ 身体拘束等を行うことはないが、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合に備えて、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するための様式等を整備している	
② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、身体拘束適正化委員会という）の定期的な開催・検討結果の周知徹底 ・ 身体拘束適正化委員会を設置している ※ 事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である ・ 身体拘束適正化委員会を定期的（最低年1回以上）に開催している ・ 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である ・ 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している ・ 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家（医師（精神科専門医等）、看護職員等）を活用するよう努めている ・ 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している ・ 身体拘束適正化委員会では、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している ※ 職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する ※ 事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる ・ 身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している ・ 身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している	
③ 職員への研修の実施 ・ 身体拘束等の適正化の研修を定期的に（年1回以上）実施している ※ 「年1回」とは直近1年であるため、前回研修から1年を経過するまでに次の研修を実施する ・ 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している ・ 研修の実施内容の記録を行っている ※ 研修に参加できなかった職員がいる場合、その職員に研修内容を周知したことがわかる記録を残す	
④ 身体拘束等の適正化のための指針の整備 ・ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されている ・ 指針には以下を盛り込んでいる ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の周知に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	
※ 回答で「いいえ」がある場合、身体拘束廃止未実施減算の対象になる場合があります 速やかに改善してください。	

詳しくは姫路市ホームページ「身体拘束等の適正化 自己点検表」を参照
 URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容④

③サービス提供記録

- ・ サービス提供の記録について、利用者の確認を受けていなかった。
- ・ サービス提供の記録について、利用者の確認の署名や押印がなかった。
- ・ サービス提供の記録が作成されていなかった。
- ・ サービスの提供の記録について、提供したサービスの具体的な内容がないものがあった。
- ・ サービスの提供の記録がないにも関わらず、報酬算定されているものがあった。
- ・ サービス提供の記録について、記録がないものや、内容に具体性がないものがあった。また、利用者の確認が月1回のみであった。 **New**

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑤

④従業者の員数 ※スライドP14の人員欠如（従業者の員数）も要確認

- ・ 基準人員にあたる日がある従業者の職種を障害福祉サービス経験者と記載していた。
(障害児通所)
- ・ 管理者について、常勤職員に必要な時間数配置していなかった。(共同生活援助)

⑤変更の届出等

- ・ 協力医療機関を変更していたが、変更届の提出を怠っていた。
- ・ 運営規程を変更していたが、変更届の提出を怠っていた。
- ・ 平面図の変更を届け出ていなかった。 **New**
- ・ 退職していた届出事項のある職種の職員について、変更届の提出がなかった。 **New**

変更届出事項一覧は姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023784.html>

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容⑥

⑥虐待防止

- ・虐待防止委員会を設置していなかった。
- ・虐待防止委員会を開催していない。
- ・委員会の内容について周知した記録を作成していなかった。
- ・虐待防止委員会の開催や研修を実施したことの記録を作成していなかった。
- ・虐待防止のための措置について、マニュアルを整備していなかった。 **New**

令和6年度の報酬改定にて虐待防止措置未実施減算が創設

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算

虐待防止措置自己点検表の活用

活用方法等は身体拘束等の適正化自己点検表スライドP24と同様

虐待防止措置 自己点検表		未完了
事業所名： 点検日：		
内容	回答	
① 虐待防止委員会の設置・検討結果の周知徹底		
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会を設置している（事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能） ・虐待防止委員会は定期的（最低年1回以上）に開催している ・虐待防止委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である ・虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等が含まれるよう努めている 		
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会での検討結果を周知徹底している ※ 具体的には、以下の対応を想定 <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備し、職員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待を報告する ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析する エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討する オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析する カ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する キ 再発防止策を講じた後に、その結果を検証する 		
② 虐待防止担当者を配置		
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止責任者（必置）を決め、配置している 		
③ 職員への研修の実施		
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施している ※ 施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合でも差し支えない ・新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を実施している ・研修の実施内容の記録を行っている ※ 研修に参加できなかった職員がいる場合、その職員に研修内容を周知したことがわかる記録を残す 		
④ 虐待防止のための指針の整備（参考）		
<ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目を盛り込んだ、虐待防止のための指針の作成に努めている <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の周知に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 		
※ ①～③の回答で「いいえ」がある場合、虐待防止措置未実施減算の対象になることがあります 速やかに改善してください		

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑦

⑦内容及び手続の説明及び同意

- ・日常生活に要する費用を徴収しているにもかかわらず、重要事項説明書に記載がなかった。
- ・契約書を保管していなかった。 **New**
- ・契約前に初回のサービス提供をしているものがあった。 **New**

⑧勤務体制の確保

- ・従業員の1時間程度の早退を有給休暇として扱っていなかった。そのため、勤務実績において、全ての常勤職員が早退したことにより、常勤の要件を満たす職員がいなかった。
- ・一部の職員について、外部委託先との業務委託契約によって業務に従事させていた。 **New**
- ・従業員の雇用契約書では、就業場所が他の事業所になっている事例が複数あり、従業員が、当該事業所での業務に従事することが確認できなかった。 **New**

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑧

⑨定員の遵守

- ・定員を超えて利用者を受け入れている日があった。

⑩非常災害対策

- ・避難訓練について、訓練が実施されておらず、実施状況がわかる記録等もなかった。

⑪苦情解決

- ・苦情解決のための措置について、対応マニュアルが整備されていない等、必要な措置が講じられていなかった。
- ・利用者からの苦情について、苦情の内容を記録していなかった。 **New**

⑫秘密保持等

- ・個人情報の利用に係る同意書について、障害福祉サービス事業者等への個人情報の提供に係る利用者（保護者）の同意を得ていなかった。

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑨

⑬ 運営規程

- ・ 運営規程において、身体拘束の禁止について定めていなかった。また、身体拘束等の適正化のための委員会を虐待防止委員会と一体的に設置・運営しているにも関わらず、運営規程にその旨が記載されていなかった。

⑭ 提供拒否の禁止

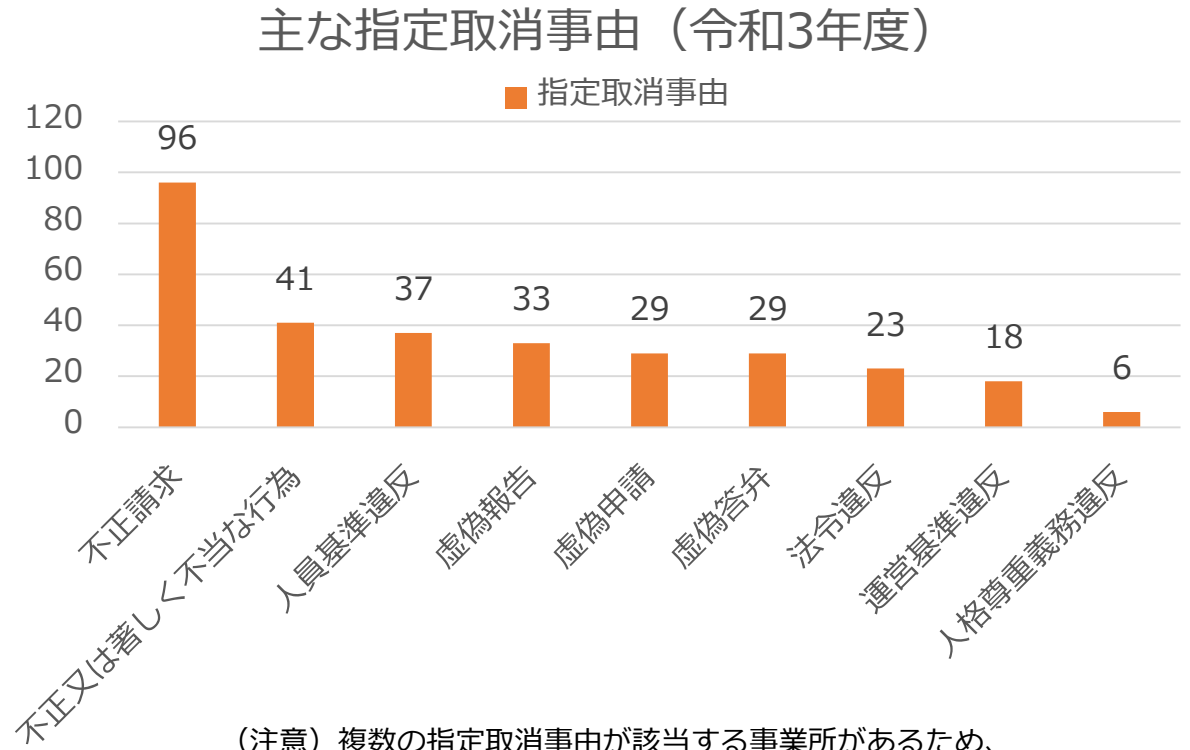
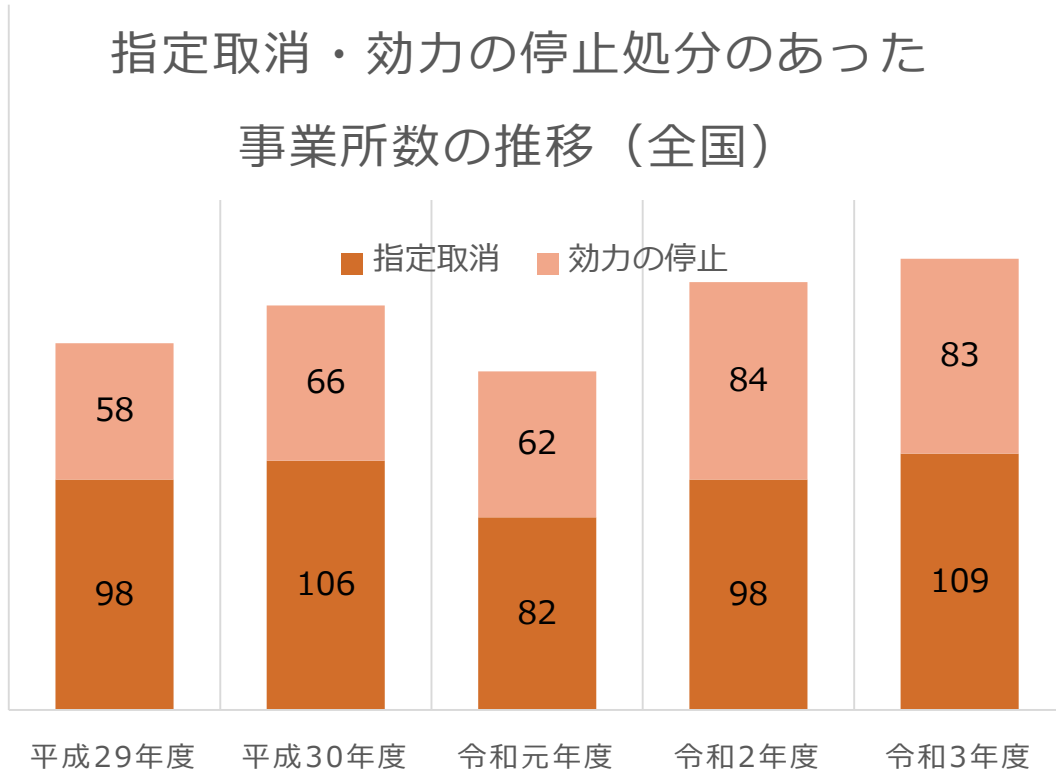
- ・ サービスの提供について、正当な理由なく、利用申込者の特性を理由に契約を断っているものがあつた。 **New**

⑮ 管理者

- ・ 管理者について、主に法人本部において勤務しており、実質的に事業所において管理業務に従事していなかった。

4. 行政処分実績

(1) 全国の取消等処分の推移、処分事由の統計



(注意) 複数の指定取消事由が該当する事業所があるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

出典：厚生労働省：障害保健福祉関係主管課長会議資料 令和5年3月

取消処分的事由としては、不正請求が最も多く全体の約3割を占めます。姫路市においては不正請求をはじめ、虚偽申請、虐待案件については、特に厳正に対処します。

5. 兵庫県下行政処分実績について

(1) 障害福祉サービス事業①

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
就労継続支援 B型 New	指定 取消	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準違反 ・ 運営基準違反 ・ 不正請求 ・ 虐待報告 ・ 不正の手段による指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者欠如減算、サービス提供職員欠如減算、個別支援計画未作成減算を行わず、不正にサービス費を請求し、受領していた。 ・ サービス管理責任者が常勤専従として勤務していないにも関わらず、常勤専従で勤務している旨の虚偽の書類を作成し報告を行った。 ・ サービス管理責任者について、常勤専従勤務をしないとわかりつつ、常勤専従で配置する旨の虚偽の申請を行い、指定を受けた。等
共同生活援助 New	一部効力 の停止	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人格尊重義務違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的虐待…夜勤の生活支援員1名が、利用者1名に対し、顔面を2回殴打するとともに、胴体に頭突きを行なったもの。 ・ 心理的虐待…一部の生活支援員等が利用者に対し、威圧的な言動により心理的圧迫を加え、利用者が自室に閉じこもらざるを得ない状況が日常的に発生していたもの。
就労継続支援 A型、B型 New	全部効力 の停止 6カ月	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人格尊重義務違反 ・ 運営基準違反 ・ 障害者虐待防止法違反 	<p>会計処理が適正にできておらず、A型又はB型事業所の利用者に対し令和5年5月から12月までの8ヶ月の長期にわたり、賃金・工賃の遅配、未払が発生したため。</p>

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

5. 兵庫県下行政処分実績について

(1) 障害福祉サービス事業②

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	指定 取消	明石市	<ul style="list-style-type: none"> 不正請求 虐待行為 事実の隠蔽等の悪質な行為 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間の重複等があったにもかかわらず、不正に介護給付費等を請求した。 法人代表自らが利用者へ虐待及び不適切な行為を行っていた。 過去のサービス提供書類等について、市の点検前に改ざん等を意図し、法人代表自ら他市事業所に運び出しをしていた。
生活介護 就労継続支援 B型	指定 取消	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 不正請求 	サービス管理責任者の実務経験要件を満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定める人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず報酬請求を行っていた。
共同生活援助	一部効力の 停止	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 不正請求 	サービス管理責任者の実務経験要件を満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定める人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず報酬請求を行っていた。

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

5. 兵庫県下行政処分実績について

(2) 障害児通所支援事業

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等デイサービス	指定取消	兵庫県	・虚偽申請	不正の手段（虚偽）による指定申請を行い、申請時から現在に至るまで常勤専従要件等を満たしておらず、今後も改善が見込めないため。
児童発達支援放課後等デイサービス	指定取消	尼崎市	・虚偽申請 ・不正請求 ・虚偽答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定申請時に常勤で配置する予定としていた児童指導員又は保育士と、非常勤で配置する予定としていた嘱託医について、配置できる見込みがないことを認識していたにもかかわらず、配置するものとして、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者としての指定を受け、事業を開始した。 ・加配職員が配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。 ・基準上、配置が必要である嘱託医について、指定時以降の期間において、一度も出勤したことがないにもかかわらず、監査における嘱託医の勤務状況に関する質問に対し、具体的日時や支援内容を回答し、虚偽の答弁を行った。

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

6. 個別支援計画管理表の運用について

令和4年度、5年度の実地指導において個別支援計画未作成減算に該当する事業所が多発したことから個別支援計画管理表を作成しました。

事前に各利用者の個別支援計画の同意日、有効期間の開始日及び終了日を記載し、次回の個別支援計画の同意日の期限を把握するために活用してください。（既に事業所独自のシステム等で管理を行っている場合は活用の必要はありません。）

令和6年度以降の実地指導において、当該減算に該当する事例が発生した場合は、セルフチェックの結果を当該管理表に記し、提出いただくこととなります。

個別支援計画管理表																	
<ul style="list-style-type: none">・ 個別支援計画の有効期間の終了日まで次回の個別支援計画の同意を行う必要があります。・ 個別支援計画は6か月に1回以上見直しが必要のため（自立訓練・就労移行支援・自立生活援助は、3か月に1回）、有効期間の開始日から次回の個別支援計画の同意日までの間が6か月（又は3か月）を超える場合は運営基準違反となります。																	
No	利用者名	契約日	1回目			2回目			3回目			4回目			5回目		
			同意日	個別支援計画の有効期間		同意日	個別支援計画の有効期間		同意日	個別支援計画の有効期間		同意日	個別支援計画の有効期間		同意日	個別支援計画の有効期間	
				開始日	終了日		開始日	終了日		開始日	終了日		開始日	終了日		開始日	終了日
1	A	R5.3.20	R5.4.1	R5.4.1	R5.9.30	R5.9.20	R5.9.20	R6.3.19	R6.4.10	R6.3.20	R6.9.19	R6.9.30	R6.9.30	R7.3.29	R7.3.29	R7.3.29	R7.9.28

個別支援計画の有効期間を明記している場合
・ 個別支援計画に計画期間を明記している場合は、計画期間は記載内容のとおりとします。

詳しくは姫路市ホームページ「個別支援計画管理表」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

7. 令和6年4月に義務化される事項

(1) 概要

項目	対象サービス	内容
感染症対策の強化の取組み	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練の実施
業務継続の取組み 【業務継続計画未策定減算創設】	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練の実施
安全計画の策定	・全ての障害児通所支援事業所 ・障害児入所施設	①事業所の設備の安全点検 ②安全計画の策定 ③従業者への研修及び訓練の実施 ④従業者及び保護者への周知
送迎車両における 安全装置の設置義務化等	・児童発達支援センター ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	①送迎車両に車内の利用児童の見落としを防止する装置の装備 ②利用児童の所在確認

感染症対策の強化の取組み、業務継続の取組み、令和4年から義務化された虐待防止及び身体拘束の適正化については
姫路市ホームページ「障害福祉サービス等事業の運営における近年義務化された内容について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

7. 令和6年4月に義務化される事項

(2) 安全計画の策定①

- ・全ての障害児通所支援事業所
- ・障害児入所施設

1.安全計画の策定

事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。

POINT

下記通知内「事業所安全計画例」、「事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」を活用し、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込む。

姫路市ホームページ「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

7. 令和6年4月に義務化される事項

(2) 安全計画の策定②

- ・全ての障害児通所支援事業所
- ・障害児入所施設

2. 従業者に対する周知及び研修・訓練の実施

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施すること。

POINT

- ・常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全従業者に受講させる。
- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定。
- ・救急対応の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行う。
- ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練や通報訓練も実施。

姫路市ホームページ「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

7. 令和6年4月に義務化される事項

(2) 安全計画の策定②

- ・全ての障害児通所支援事業所
- ・障害児入所施設

3. 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知
障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

POINT

- ・ 児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼
(保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守)

4. 定期的な安全計画の見直し・変更
定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

姫路市ホームページ「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

7. 令和6年4月に義務化される事項 (3) 送迎車両における安全装置の設置義務化等①

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

令和5年4月1日より、送迎時の児童の見落としを防止するため、送迎車両へブザー等の安全装置の設置が義務付けられた。

〈経過措置〉

令和6年3月31日までの間、安全装置の設置が難しい場合は、車内の安全確認を実施する等の代替措置を講ずるとして差し支えない。

〈対象となる車両について〉

送迎に使用される自動車のうち、座席（※）が **2列以下の自動車を除く全ての自動車**が原則として安全装置の義務付けの対象となる。

※ 「座席」には、車椅子を使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

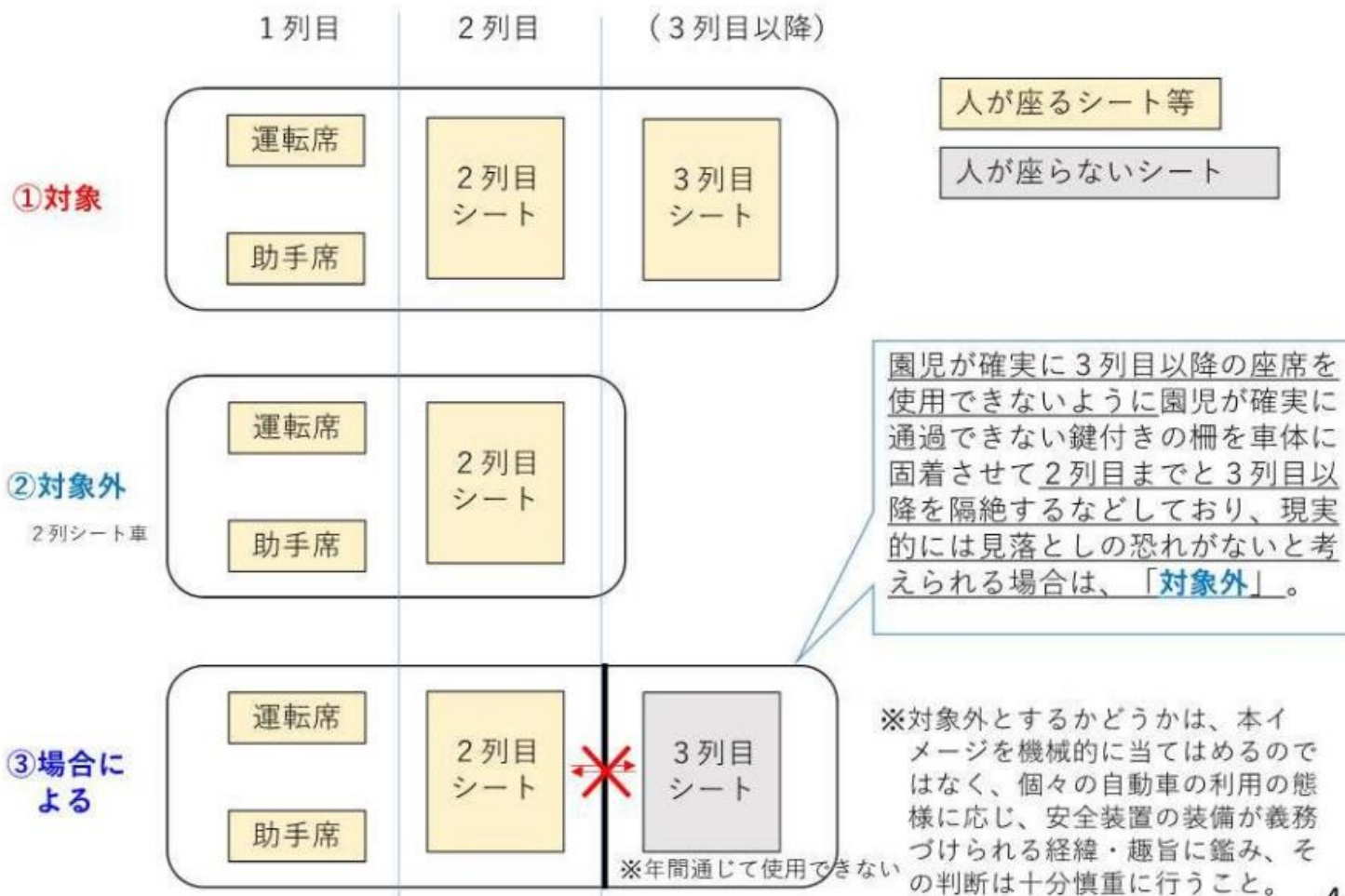
- ・ リースや外部委託による自動車も対象
- ・ 送迎が時期限定（雨天のみ、夏季休暇のみなど）で実施される場合や、迎えのみ、送りのみなどの場合も対象

7. 令和6年4月に義務化される事項

(3) 送迎車両における安全装置の設置義務化等②

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

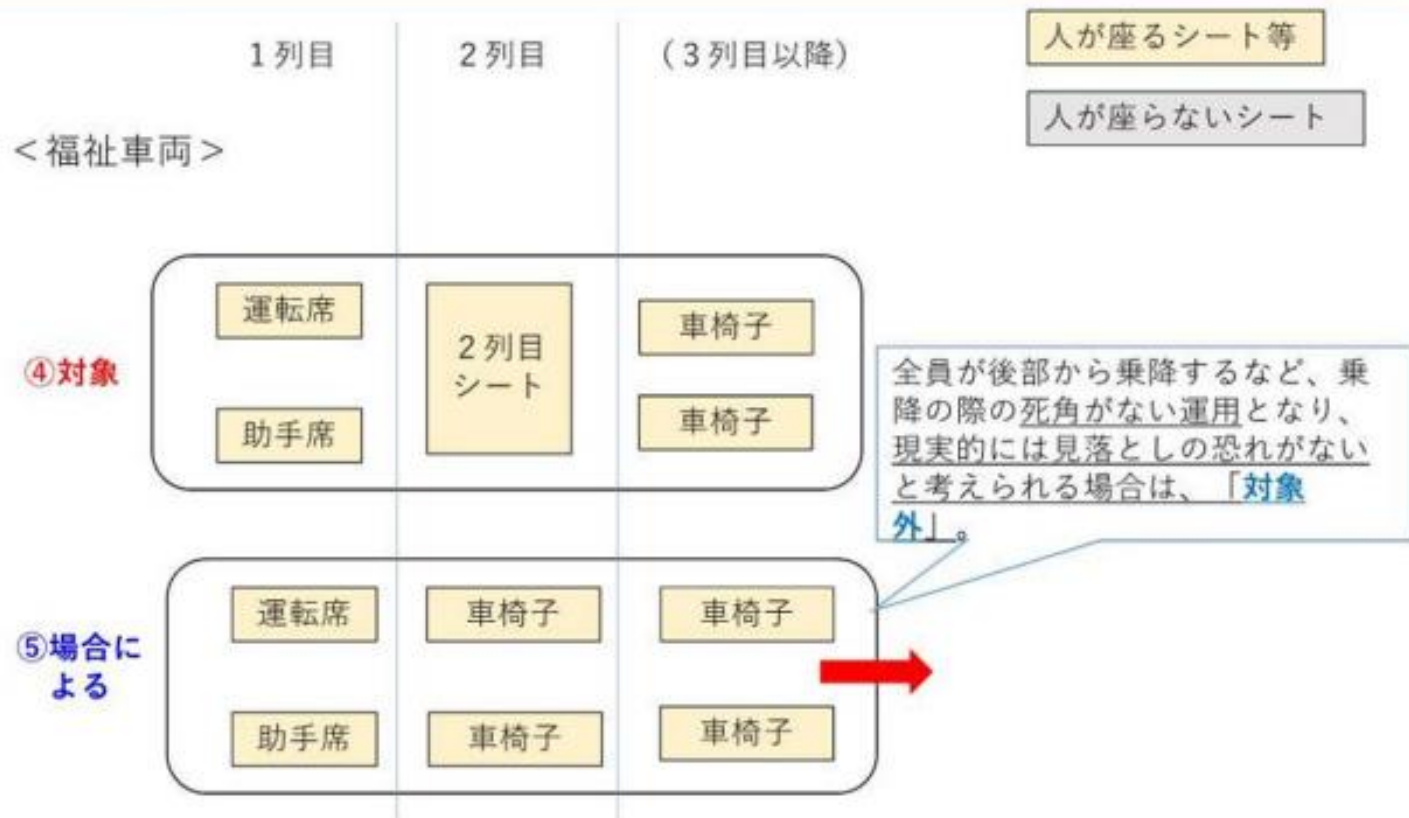


7. 令和6年4月に義務化される事項

(3) 送迎車両における安全装置の設置義務化等③

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

7. 令和6年4月に義務化される事項 (3) 送迎車両における安全装置の設置義務化等④

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

〈装備すべき安全装置〉

国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。（装置の詳細については次ページを参照）

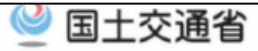
各事業所において以下のURLの子ども家庭庁ホームページに掲載されている安全装置リストを参考に購入する装置を選択すること。（リストの内容は随時更新される予定。）

子ども家庭庁ホームページ
「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」を参照
URL <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

7. 令和6年4月に義務化される事項


(3) 送迎車両における安全装置の設置義務化等⑤

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置 

- ・ 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- ・ 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置




エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す **車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると **警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に **センサーによる車内の検知を開始**

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

7. 令和6年4月に義務化される事項

(3) 送迎車両における安全装置の設置義務化等⑥

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

確認体制の確立

安全装置の設置に加えて児童の乗車時、降車時には点呼等により所在確認を行うこと。

チェックシートなどを活用して送迎時の安全管理の徹底に取り組むこと。

姫路市障害福祉課ホームページ

「障害児通所支援におけるバス送迎にあたって
の安全管理」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023125.html>

10月1日(月): **登園** / 降園

- 同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、連絡のない こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、車内に こどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運転手: _____

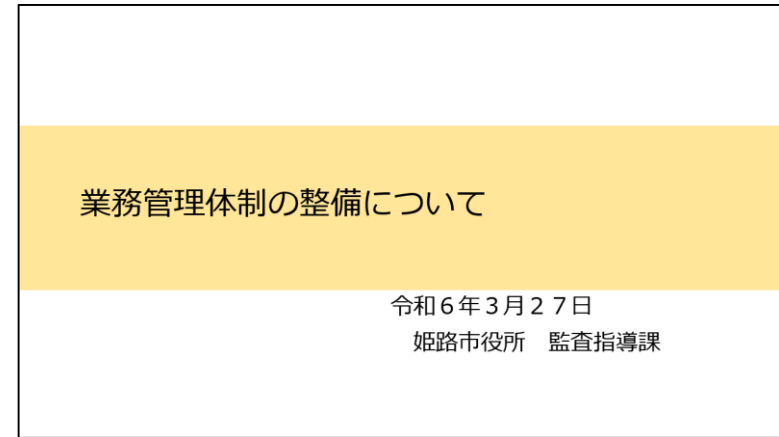
同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

8. 業務管理体制の整備に関すること 手引きの活用について

障害福祉サービス事業者等には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。業務管理体制の整備とは、指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも**法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上させていくことが本来の目的**です。

この度、業務管理体制の整備に関する手引きを作成し、自己点検シートを更新しました。届出に関する事項だけでなく、事業者・法令遵守責任者の責務、業務管理体制の考えかた等の一連のプロセスについてまとめましたので活用ください。



詳しくは姫路市ホームページ「業務管理体制の整備について」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

9. 虐待防止について

(1) 通報先について

虐待事案発生所在に基づく通報先について

加害者 所在 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設					企業	学 校 病 院 保 育 所
		障害者総合支援法		児童福祉法				
		障害福祉 サービス事業所 (入所系、日 中系、訪問系、 GH等含)	一般相談支援 事業所又は 特定相談支援事 業所	障害児通所 支援事業所 (児童発達支援、 放課後等デイ 等)	障害児 入所施設 等	障害児相談 支援事業所等		
18歳未満	・姫路市こども 家庭総合支援室 ・児童虐待防止 24時間ホット ライン	姫路市障害者虐 待防止センター	姫路市障害者虐 待防止センター	姫路市障害者虐 待防止センター	・児童虐待防止 24時間ホット ライン ・適切な権利行 使(都道府県) ※	姫路市障害者虐 待防止センター	施設の長 当該施設の管轄 部署 (姫路市 障害者虐待防止 センター)	
18歳以上 65歳未満	姫路市障害者虐 待防止センター			【20歳まで】 姫路市障害者虐 待防止センター	【20歳まで】 児童虐待防止 24時間ホット ライン	-		

姫路市障害者虐待防止センター

平日：9時～17時
電話 079-221-2432 FAX 079-221-2430 メール mamoru-fukushinet@city.himeji.lg.jp
平日夜間：17時～翌9時、土曜、日曜、祝 日・年末年始
電話 080-8328-6295 メール mamoru-fukushinet@docomo.ne.jp

姫路市こども家庭総合支援室

平日：8時35分～17時20分
電話 079-221-2944 FAX 079-240-5407 メール kodomosoudan@city.himeji.lg.jp

児童虐待防止24時間ホットライン (兵庫県姫路こども家庭センター)

24時間受付
電話 079-294-9119

※児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

9. 虐待防止について

(2) こども家庭総合支援室 児童虐待の早期発見・未然防止について

児童虐待防止啓発リーフレットの活用

子ども虐待の早期発見チェックリスト

子ども虐待のある家庭にみられることが多い特徴です。たびたび見られる場合は、虐待の可能性を考える必要があります。

子どもの様子

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- 不自然な外傷（あざ、打痕、やけど）が見られる
- 衣服や身体が極端に不潔である
- 冬になっても寒そうな服を着ていることが多い
- いつもおなかがすかずにいて、食べるときはがつがつ食べる
- いつも表情が暗く元気がない
- 態度がおどおどしていたり、親や大人の顔を伺ったり、親を避けようとする
- 夜遅くまで遊ぶ、徘徊していることがある
- 家に帰りがたらない
- 誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
- ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定である

保護者の様子

- 子どもの怪我について不自然な説明をする
- しつこく厳しすぎる
- 気分の変動が激しく、子どもにあたることが多い
- 夫婦仲が悪く家庭内の暴力がある
- 子どもへの期待が大きすぎる
- 子どもを自分の思いのままにしようとする
- 地域や親族など交流がなく、孤立している
- 小さい子どもを置いてままよく外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どもが怪我や病気でも医者に連れていかない

「虐待を受けたと思われる」場合であっても、通告（連絡）が必要です。
 ・「あなた」からの通告（連絡）が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。
 ・匿名で行うことも可能であり、また、通告者や通告内容に関する秘密は守られます。
 ・虐待でなかったとしても、連絡者に責任はありません。


子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- ②「しつこいつもり…」は言い訳
- ③ひとりでも抱え込まない
- ④親の立場よりも子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

児童虐待防止啓発リーフレット

**虐待かな…
と思ったら**

「おかしい」と感じたら迷わず通告（連絡）を



子ども虐待防止のオレンジリボン

児童相談所全国共通ダイヤル

189 (いちばやく)

姫路市

身近な相談窓口・連絡先一覧

子ども虐待の未然防止・早期発見・再発防止に関するあらゆるご相談をお受けいたします。

名称	電話番号
こども家庭総合支援室	221-2944
中央保健センター	289-1654
中央保健センター北分室	265-3075
中央保健センター安富分室	0790-66-2921
南保健センター	235-0320
南保健センター家島分室	325-1428
西保健センター	236-1473
保健所健康課	289-1641
児童虐待防止24時間ホットライン（こども家庭センター）	294-9119

こども家庭総合支援室では、相談員を配置して家庭児童相談に対応しています。また、虐待を始めとする要保護児童に対応するため「姫路市要保護児童対策地域協議会」を設置し、こども家庭センターなど関係機関と連携を図りながら支援を行っています。子育ての悩みや子ども虐待にかかわる情報をお持ちの方は、ご相談・ご連絡ください。

発行： 姫路市こども家庭総合支援室
姫路市安田三丁目1番地
TEL: 079-221-2944 FAX: 079-221-2258
kodomosoudan@city.himeji.lg.jp

子ども虐待とは

親や親にかわって子どもを養育する保護者が子どもの心や身体を傷つけて、子どもの健全な成長や発達を阻害する行為のことです。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じるような暴力を加えること。

- 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる
- たばこなどによる火傷
- 熱湯をかける
- 冬に戸外に閉め出す

性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること。

- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにする

ネグレクト（養育の放棄、怠慢）

保護者としての監視を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること。

- 適切な食事を与えない
- 家に閉じ込める
- 病気になっても病院に連れて行かない
- 乳幼児を家に残したまま度々外出する
- 乳幼児を車の中に放置する

心理的虐待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 言葉による脅かし、脅迫
- 無視や拒否的な態度
- 他の兄弟と差別する
- 子どもの前でDV（ドメスティックバイオレンス）を行う

虐待の発生要因

保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
- 精神的に不安定な状況
- 元來性格が攻撃的、衝動的
- 被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス

子ども側のリスク要因

- 乳幼児
- 未熟児
- 障害児
- 何らかの育てにくさを持っている

養育環境のリスク要因

- 未婚を含む単身家庭
- 内縁や同居人がいる家庭
- 子連れや再婚家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 経済的不安のある家庭
- 人間関係に問題を抱える家庭
- 配偶者からの暴力や不安定な状況にある家庭

もちろんこれらの要因が多くなるからといって、必ずしも虐待につながるということではありません。あくまでも虐待発生のハイリスク要因であると理解する必要があります。

子どもへの影響

子ども虐待は子どもの心や身体に深刻な傷あとを残します。主に次のような影響を与えるといわれています。

身体的影響

- 暴力によるあざや出血、骨折
- 適切な食事が与えられないことによる発育の遅れ など

知的発達への影響

- 愛情を与えられないなど、必要な刺激が得られないことによる知的発達の遅れ
- 頭部外傷の後遺症による知的発達の遅れ など

行動面への影響

- 安定した環境で生活していないことによる行動上の問題（おびえ、多動、パニック状態）
- 不適応行動（不登校、非行、家庭内暴力） など

情緒面・心理面への影響

- 人間不信のため信頼関係が築けない
- 人との距離感がつかえず、ベタベタと甘える
- 自信を持っていないことによる自己否定感 など

乳幼児揺さぶられ症候群とは

乳幼児の身体が激しく揺さぶられることにより網膜出血、硬膜下血腫またはクモ膜下血腫など脳に重大な障害や後遺症を残し、時には死に至らしめるもので、乳幼児に対する虐待のひとつです。乳幼児揺さぶられ症候群は、養育者が子どもに対してイライラする、腹を立てる時などに乳幼児を激しく揺さぶることによって起こります。赤ちゃんが泣きやまない時、養育者が自制心を失いそうときは、気分を落ち着かせることが必要です。決して乳幼児を激しく揺さぶってはいけません。

詳しくは姫路市ホームページ「児童虐待防止啓発リーフレット」を参照
 URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

10. 事業運営における研修の実施について

(1) 実地指導における研修に関する指摘

実地指導における指摘数

年度	研修に係る指摘事項	実地指導件数に対する発生比率	期間
令和5年度	34件	48.6%	令和5年5月から令和5年12月までの実績
令和4年度	24件	33.8%	令和4年6月から令和5年3月までの実績

※ 同一事業所で研修に関する指摘が複数あった場合も1件としている。

実地指導における良くある指摘内容

- ・ 研修記録について開催日時、場所、参加者等の記載がなく、記録として不十分だった。

改善点→各従業員へ研修の機会を確保できたことが分かる詳細な記録を残す必要がある。

- ・ 研修は実施していたが、事業所内での情報共有をしていなかった。

改善点→研修に参加できなかった従業員への周知が必要。資料回覧等により別途周知した場合は確認者や確認日が明確になるような記録を残すこと。

10. 事業運営における研修の実施について

(2) 研修の実施に関する資料の活用について

研修の目的 = 職員の資質向上を通じてサービスの質を向上させるため

障害福祉サービス事業者等の責務

(障害者総合支援法42条 ※障害児通所支援事業者は児童福祉法第21条の5の18)

第42条

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

勤務体制の確保等 (指定基準省令第33条第3項 ※障害児通所支援事業者は指定基準省令第38条第3項)

第33条

3 指定事業者等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

研修の実施に関する資料

指定時に事業者を求める指定時研修の資料として「**障害福祉サービス等事業の運営における研修の実施について**」を作成。既存事業所においても活用ください。

障害福祉サービス等事業の運営における
研修の実施について
(指定時研修 資料6)

令和6年(2024年)3月
姫路市役所 監査指導課

詳しくは姫路市ホームページ「障害福祉サービス等事業の運営における研修の実施について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

新年度当初に関する留意事項（報酬改定以外）

1 1. 加算届の届出に関すること

(1) 介護給付費等の算定に係る届出の提出期限

ア 制度変更のない通常分(単位数が増えるもの)

毎月15日まで(必着) [翌月から算定]

- ※ 15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日とします。
- ※ 4月からの算定分については、既に締切済です。

イ 制度変更のあった加算や前年度実績が必要な基本報酬・加算等について

4月15日までに提出 ⇒ 4月から算定

4月30日までに提出 ⇒ 4月から算定

5月 1日以降に提出 ⇒ 6月以降から算定

- ※ 4月16日以降の提出は、データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を含む)

加算の算定を受けようとする月の前々月の末日まで

※令和6年6月から福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

算定している加算の「内容」に変更が生じた場合、請求に変更がない場合でも届出が必要です。

1 1. 加算届の届出に関すること

(2) 前年度実績が必要な基本報酬、加算について

【前年度実績が必要な基本報酬について】

就労移行支援（就労定着者の状況）、**就労継続支援A型**（スコア方式）、**就労継続支援B型**（平均工賃月額）、**就労定着支援**（就労定着率）は、毎年度、前年度実績の報告が必要です。

区分の変更の有無にかかわらず、上記の4事業で前年度実績を算定できる全ての事業所（令和5年4月1日以前に事業を開始した事業所）は、届出を提出してください。

※ 就労継続支援A型、就労継続支援B型の令和6年度の基本報酬の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた前年度実績を用いない取り扱いが廃止されました。就労移行支援、就労定着支援については下記のとおりとなります。

サービス	実績算出の考え方	令和5年度の取り扱い	令和6年度の取り扱い
就労移行支援	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	①令和3年度及び令和4年度（通常） ②平成30年度及び令和元年度（特例）	①令和3年度、令和4年度及び令和5年度（通常） ②平成30年度及び令和元年度（特例）
就労定着支援	過去3年間の支援機関の就労定着率の実績を踏まえて評価	①令和2年度、令和3年度及び令和4年度（通常） ②平成30年度及び令和元年度（2年間）特例	①令和3年度、令和4年度及び令和5年度 ②平成30年度及び令和元年度（2年間）特例

【前年度実績が必要な加算について】（例：共同生活援助 夜間支援等体制加算）

変更がない場合の届出は不要ですが、各事業所において加算の算定要件を満たしていることを確認してください。（報酬改定における要件の変更に注意）

1 1 . 加算届の届出に関すること

(3) 令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

○令和6年度の報酬改定で福祉・介護職員処遇改善加算等は一本化され、「福祉・介護職員等処遇改善加算」となります。新加算は令和6年6月から適用となり、令和6年4月、5月については既存の処遇改善加算等での対応となります。（新加算については別途案内予定）

○令和6年4月、5月分、既存処遇改善加算等の届出提出期限

区分	提出期限	提出先・提出方法
令和5年度から引き続き同様の区分で加算を受ける場合	令和6年4月15日までに提出 【令和6年度当初の特例】	原則電子申請 で提出（別紙様式2福祉・介護職員処遇改善計画書） 詳細は姫路市ホームページでお知らせします。 URL https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003243.html
・加算の区分が変わる場合 ・新規に加算を算定する場合	令和6年4月、5月から変更後の（新規に）加算の算定を受けようとする場合は次のとおり。 令和6年4月15日までの届出：4月から算定 【令和6年度当初の特例】	原則郵送で提出 （別紙様式2福祉・介護職員処遇改善計画書、様式第5号介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書、様式第5号別紙1-1介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を提出）
	令和6年6月以降に変更後の（新規に）加算の算定を受けようとする場合は、 算定を受けようとする月の前々月末日	

○令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等実績報告書について

提出期限：**令和6年7月31日（水）（必着）**※提出書類については、後日、ホームページに掲載します。

12. その他留意事項

(1) 情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進を目的に、W A M - N E Tで全国の各事業所の情報が公表されています。

事業所（当該年度の新規指定事業所に係るものを除く）は、**毎年5～7月に障害福祉サービス等情報を指定権者に報告すること**となっていますので、情報公表システムから承認申請をしてください。

令和6年度報酬改定にて利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する**「情報公表未報告減算」（100分の5又は10に相当する単位数を減算）**が創設されます。

ログインID・パスワードが分からない場合

- ・ログインID・パスワードは指定時に届出された法人のメールアドレス宛にシステムから送信されています。
- ・ログインIDの確認がしたい場合は**必ずメール**にてお問い合わせください。**電話での回答は致しかねます。**
- ・法人のメールアドレスを変更されている場合はメールでのお問い合わせ時に合わせてお知らせください。

情報の入力に際し、未入力項目等が多く見受けられます。以下の点に注意して入力してください

- ・「ある」「なし」を選択する項目でどちらも選択されていない。
- ・決算資料（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）が添付されていない。

→生産活動を行っている事業所は必ず添付してください。

12. その他留意事項

(2) 前年度平均利用者数について（訪問系の事業所を除く）

前年度平均利用者数について、適切な算定を行っていない事業所が多く見受けられます。前年度平均利用者数は、人員基準配置上の従業者数の算出や加算算定用の数値として使用しますので適切に算定してください。

特に新たに事業を開始（再開）又は、定員の変更があった場合の算出方法は、煩雑になりますのでご注意ください。

「【添付書類1】補足資料 前年度平均利用者数の算定（考え方）について」を姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」に掲載しています。詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023784.html>

1 2 . その他留意事項

(3) 障害児通所支援事業所における加算について（再周知）

令和5年12月1日に各事業所へ通知したとおり、児童指導員等加配加算（他の加配加算も同様）の加配の常勤換算の考え方について、**令和6年度より従来の運用を見直す**ことといたしました。令和6年4月1日以降は下記の運用はできませんので、ご注意ください。

詳細については、令和5年12月1日「加配加算に関する運用見直しについて（通知）」又は「令和5年度障害福祉サービス事業者等集団指導（指定・指導監査関係）」の資料をご確認ください。

○従来の児童指導員等加配加算の加配の常勤換算の考え方について

R6.3.31で廃止

【例示：定員10人の事業所の場合の人員基準】

人員基準①：1人は常勤で配置

人員基準②：サービス提供時間を通じて2人を配置

人員基準①の常勤職員1人以外の人員基準②の従業者についてサービス提供時間を除いた営業時間帯の勤務時間を、児童指導員等加配加算の常勤換算数に加えることができます。

ただし、日ごとでサービス提供時間内に勤務していない職員については、当該加算の常勤時間数に加えることはできません。

12. その他留意事項

(4) 生活介護事業所における医師配置について（再周知）

令和5年12月1日に各事業所へ通知したとおり、令和6年度（令和6年4月1日）以降は生活介護事業所又は生活介護を行う障害者支援施設における人員基準上の医師配置について、どの程度の勤務実態をもって医師を配置していると判断されるかの基準を「医師が健康管理や相談、診療等のため毎月1回以上の勤務を行っていること。」とします。

詳細については、令和5年12月1日「人員基準上の医師配置について（通知）」又は「令和5年度障害福祉サービス事業者等集団指導（指定・指導監査関係）」の資料をご確認ください。

注意！

・報酬算定に関する届出について
医師未配置減算に該当する場合は令和6年3月31日までに介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書を提出すること。

1 3 . 事務連絡

(1) 事業所メールアドレスについて

- ・事業所あての連絡・通知等は、原則としてメールを使用していますので、事業所においてアドレスを変更した場合は、遅滞なくその旨を届け出てくださいますよう、お願いいたします。

※登録アドレスに送信したところ、返戻となる事例が散見されます。

- ・日常の業務において、適宜受信メールをチェックしてくださいますよう、お願いいたします。

電話番号・ファクス番号・電子メールアドレスの変更については、姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」に様式をアップロードしていますので、ご活用ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023784.html>

13. 事務連絡

(2) 姫路市からの情報発信（ホームページ）

姫路市では、障害福祉サービス等事業者向けの情報を、下記のホームページ上で発信しています。

届出の様式をはじめ、制度改正に関すること等の情報を掲載していますので、ご確認ください。

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html>



障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係

※ 新規指定・指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002509.html>



障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集

※ 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等が事業所の指定申請、指定変更等を行う際に使用する書類の様式を公開しています。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/00000023784.html>



ご清聴ありがとうございました 受講報告書を提出してください

受講報告書の回答をもって、事業者説明会を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の实地指導の優先対象として考慮いたします。**
事業者説明会の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

